

所得税に関する障害者控除

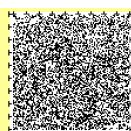
内 容		税額の計算の基礎となる所得から、一定額が控除されます。										
区分	等級	身体障がい						知的障がい		精神障がい		控除額
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1 A2	その他	1級	左記 以外	
納税義務者		○	○					○		○		40万円
				○	○	○	○		○		○	27万円
納税義務者の控除 対象配偶者又は扶 養親族		○	○					○		○		40万円 (同居の場合75万円)
				○	○	○	○		○		○	27万円
窓 口		長野税務署 (Tel026-234-0111) (給与所得者は勤務先の給与担当者)										

市・県民税に関する障害者控除

内 容		市民税および県民税の計算基礎となる所得から、一定額が控除されます。										
区分	等級	身体障がい						知的障がい		精神障がい		控除額
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1 A2	その他	1級	左記 以外	
納税義務者		○	○					○		○		30万円
				○	○	○	○		○		○	26万円
納税義務者の控除 対象配偶者又は扶 養親族		○	○					○		○		30万円 (同居の場合53万円)
				○	○	○	○		○		○	26万円
窓 口		須坂市役所 税務課市民税係 (Tel026-248-9001)										

相続税に関する障害者控除

内 容		相続人が障がい者である場合、相続税額から一定額が控除されます。										
区分	等級	身体障がい						知的障がい		精神障がい		税額控除額
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1 A2	その他	1級	左記 以外	
相続人		○	○					○		○		20万円×(85 歳に達するまで の年数)
				○	○	○	○		○		○	10万円×(85 歳に達するまで の年数)
窓 口		長野税務署 (Tel026-234-0111)										



贈与税に関する障害者控除

内 容	特別障害者を受益者として、信託会社等と「特別障害者扶養信託契約」を締結した場合、信託受益権の価格のうち、6,000万円までは、贈与税の課税価格に算入されません。										
区分 \ 等級	身体障がい						知的障がい		精神障がい		
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1 A2	その他	1級	左記 以外	
受益者	○	○					○		○		
窓 口	信託銀行等										

個人事業税の非課税

内 容	両眼の視力を喪失した者及び万国式視力表により測定した両眼の視力が0.06以下の重度視覚障がい者が行う、あんま、指圧、はり、きゅう、マッサージその他の医業に類する事業は非課税となっています。										
窓 口	長野県総合県税事務所 税務課（TEL026-234-9507）										

手帳

医療

年金

共済

手当

税金

自動車

交通

介護

介助

用具

用品

日常生活

